

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	心身障害者医療費助成に関する個人番号利用事務に係る特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果と庁内連携及び情報連携について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第2号

区では、昭和49年度から東京都の「心身障害者の医療費の助成に関する条例」に基づき、心身障害者に対し、申請の受付や受給者証の交付、医療費の一部を助成する事務を行っている（平成30年度第5回本審議会において助成対象者の追加に係る諮問・報告し、承認・了承済）。

令和4年6月より、地方税関係において新たに情報照会の項目が追加となり、心身障害者医療費助成に必要な所得情報の確認が可能となった。

個人番号を利用することで課税証明などの添付書類の提出を不要とできることから、区民の利便性向上につながるため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）、東京都の「心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則」及び「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づき、新たに区独自の個人番号利用事務に追加する。これに伴い、特定個人情報保護評価の実施を行うとともに、対象者の受給資格判定に利用するための事務処理に必要な庁内連携及び他自治体との情報連携を行う。

1 新たな個人番号利用事務（資料29-1のとおり）

心身障害者医療費助成事務

2 特定個人情報保護評価の実施結果（資料29-2のとおり）

番号法に基づき、心身障害者医療費助成に関する事務について特定個人情報保護評価を実施し、基礎項目評価の実施が義務付けられた。

そのため、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第5条の規定に基づき、当該特定個人情報評価書を個人情報保護委員会へ提出する。

3 庁内連携を行う情報項目（資料29-3のとおり）

庁内連携とは、同一機関（新宿区）内において「複数事務」間の特定個人情報（個人番号＋個人情報）のやり取りを行うものである。庁内連携は、目的外利用ではなく、目的内利用と位置付けている。

4 情報連携を行う情報項目（資料29-4のとおり）

情報連携とは、国、自治体及び行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを介して、行政手続きに際し、必要となる情報を取り交わすものである。

5 対象者数

2, 451人（令和3年4月1日時点）

6 その他

情報連携については、国の個人情報保護委員会へ届出書を提出し、調査による承認を得た上で、事務を開始することとする。